

四日市市告示第 1 3 6 号

四日市市中小企業振興資金融資制度要綱等の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和 5 年 3 月 2 7 日

四日市市長 森 智 広

四日市市中小企業振興資金融資制度要綱等の一部を改正する要綱

(四日市市中小企業振興資金融資制度要綱の一部改正)

第 1 条 四日市市中小企業振興資金融資制度要綱 (昭和 5 0 年四日市市告示第 1 号) の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(融資の対象)</p> <p>第 5 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p>(4)新型コロナウイルス感染症による影響で、申し込み時の最近 1 か月の売上高等が過去 <u>4</u> か年いずれかの同時期と比べ、3 %以上減少、かつ、その後 2 か月間の売上見込を含めた 3 か月間も 3 %以上減少と見込まれるもの。ただし、業歴 3 か月以上 1 年 1 か月未満の中小企業者及び事業拡大等の特段の事情があることにより前年同期との比較により難しい中小企業者については、最近 3 か月間の平均売上高等又は新型コロナウイルス感染症の影響が発現する前の令和元年 12 月等の売上高等の比較により取り扱いができるものとする。</p>	<p>(融資の対象)</p> <p>第 5 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p>(4)新型コロナウイルス感染症による影響で、申し込み時の最近 1 か月の売上高等が過去 <u>3</u> か年いずれかの同時期と比べ、3 %以上減少、かつ、その後 2 か月間の売上見込を含めた 3 か月間も 3 %以上減少と見込まれるもの。ただし、業歴 3 か月以上 1 年 1 か月未満の中小企業者及び事業拡大等の特段の事情があることにより前年同期との比較により難しい中小企業者については、最近 3 か月間の平均売上高等又は新型コロナウイルス感染症の影響が発現する前の令和元年 12 月等の売上高等の比較により取り扱いができるものとする。</p>

(四日市市中小企業振興資金融資制度要綱の一部を改正する要綱の一部改正)

第2条 四日市市中小企業振興資金融資制度要綱の一部を改正する要綱(令和2年四日市市告示第109号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
附 則 1 (略) 2 改正後の四日市市中小企業振興資金融資制度要綱の新型コロナウイルス対応融資に関する規定は、令和2年4月1日から <u>令和8年3月31日</u> までに融資が実行された資金について適用する。	附 則 1 (略) 2 改正後の四日市市中小企業振興資金融資制度要綱の新型コロナウイルス対応融資に関する規定は、令和2年4月1日から <u>令和5年3月31日</u> までに融資が実行された資金について適用する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は令和5年3月31日から施行する。

(商工農水部商業労政課)